

第三者評価結果

事業所名：やまと発達支援センター-WANTS

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a

<コメント>

事業所は、児童発達支援事業（未就学児グループ）及び、放課後等デイサービス事業（学齢児グループ含む）を展開し、「総合支援型」の支援を目指して専門性の高い療育サービスの提供に努めています。事業所理念に「やまと発達支援センター-WANTSは、一人ひとりの子どもたちが抱えている思いや願い（WANTS）を一番に尊重しつつ、個々のWANTSの真の姿と一緒に探りながら、WANTSの実現に向けた支援をご家族を含めて継続的に行っていきます。」を掲げています。利用開始に際しては、家族が記入したアセスメント表により、普段の生活等を細かに把握し、本人・家族の意向を汲み取り、個別支援計画等に反映しています。支援にあたっては、家族の要望と本人の力で出来ることを把握し、すり合わせていく時間を大切にしています。職員は「日常生活での基本的な生活スキルの中で、自分で出来ることのステップを上げて行く」支援に取り組んでいます。日々利用する子どもたち、家族の意思と希望や個性を尊重し、コミュニケーションを通して必要な個別支援に努めています。

A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	c

<コメント>

利用する子どもの権利擁護について、法人で「職員倫理行動綱領」や「職員倫理行動マニュアル」、「身体拘束」、「虐待」などの各種マニュアルが整備されています。職員は入職時に研修を受講すると共に、その後も職員会議等の機会に学び、理解し、実践しています。権利侵害についての具体的な内容や事例を基に職員間で研修することはありますが、利用する子どもたちに周知するまでには至っていません。家族には重要事項説明書や契約書の説明をする際、丁寧に説明して周知しています。事業所として新人職員への研修は実施されていますが、組織的な取組になっていません。管理者に対する法人の管理者研修が実施されていません。管理者に対し施設長としての各種研修と共に、虐待防止マネージャー研修の実施が期待されます。今後、原則禁止されている身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の、具体的な手続きや実施方法、所轄行政への報告手続きなどを周知徹底することが期待されます。

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a

<コメント>

利用する子どもの心身の状況、生活習慣や、望む生活などを、入所時に作成された「生活の様子」「好きなもの・嫌いなもの」などを基に把握するように努め、「個別支援計画」を策定し、幼児期から青年期、成人期の自律・自立した生活の為の支援を行っています。必要なコミュニケーション力や生活スキルの獲得を念頭に置いた「認知訓練」で、幼稚園児では数字の1と一つのもの、3と三つものをマッチングさせる等、「操作課題」ではピンセットでつまむ、ハサミを使う、ペットボトルのふたを開けたり閉めたりする、ボタンをはめるなど、子どもが自力で行う行為を、見守りの姿勢を基本とし、必要な時には迅速に職員は日々支援しています。個別支援を基本に、例えば電車に一人で乗れる、頼んだものを買う等、やったらできたの積み重ねに取り組んでいます。グループでは2人にメモを1枚渡し、どちらが買うか相談させたり、今日はこれをやってみようとなんだな課題に取り組んで、出来ることを一つひとつ積み重ねています。

<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用する子どもの年齢や個別のアセスメントをもとに、一人ひとりの障がい特性に応じた構造化されたコミュニケーション手段の工夫をしています。発達段階や心身の状況に応じて、さまざまな機会や方法により、コミュニケーションが図られています。ゲームなどを通して子ども同士のコミュニケーションを促進し、適切なコミュニケーションスキルが獲得できるよう支援しています。児童発達支援（未就学児）グループでは、子どもが楽しみながら生活習慣を身につけることが出来るよう支援を行っています。お母さん・お父さんに「（物を）とって」と言われて、渡す練習や、もらっていないことを親が子に伝え、本人が「もらってない」と言える等の支援をしています。グループ支援においては、モバイルメッセージアプリを使用したコミュニケーションや宝探しゲームなどグループで相談しなければならない活動等、子どもたちに合った内容で支援をしています。</p>	
<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用する子どもの意思を尊重する支援として相談等を適切に行っています。子どもたちは自分の意思を表現できるようになるまでには、時間やステップを必要とするケースが多く見られます。思いをなかなか言えない子どもたちも、見ているうちに段々やりたくなって来て、参加してくることが多いようです。自分の意思についても、「（おやつ）をもっと食べたい」とか「おしまい」と言えるようになって来ます。母親に「もっと食べたいと言うんだよ」と伝え方を助けてもらい、コミュニケーションができるようになっていきます。年2回の「個別支援計画」作成に合わせて個別面談を実施していますが、そのほかにも子どもや家族が職員に話したいことを話せる機会を個別に設けています。送迎時や電話での話から、家族からの希望や職員が必要と感じた場合には、相談室などで、改めて個別に話を聞く機会を作り、必要の都度、個別支援計画に反映して療育支援をしています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用する子どもと家族の希望やニーズを取り入れて作成された個別支援計画に基づき、支援方法や活動メニューの多様化を図っています。日々の療育サービスについては、子どもや家族の希望を取り入れつつ、全体のバランスが取れるように予定を決めています。基本的には個別支援計画をもとに、個別課題と学習課題を余暇的な活動と組み合わせ、季節のイベント等も取り入れ交えながら、多様なプログラム構成としています。放課後等デイサービスグループではグループで相談してプログラムを決めてもらう等、意思表示や発言出来ることを目標として、小・中・高校等の年齢に応じたの運動やゲーム、調理、工作、買い物、テイクアウト、外出、旅行、季節の活動など多様な活動を経験しています。個々の興味の幅を広げ、自立に向けた経験を積み、学んで行くと共に、余暇の過ごし方を見つけていきます。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 事業所ではより専門的な支援を効果的に行っていくように、公認心理士の資格を持つ児童発達支援管理責任者を中心として、子どもの障がいの状況に応じた適切な支援を行うよう努めています。個別のアセスメントをもとに、特に対応が難しいケースについては、障がい特性との関連性や行動特徴への理解を深めるため、日常的にケースカンファレンスを繰り返し、適切な支援方法を職員間で検討し、共有できるよう取り組んでいます。職員は子どもの日々の行動や生活の状況などを把握し、個人別に時系列に記録を残し、職員間で支援方法などの検討と理解・共有を図っています。支援サービスの終了時10分間のフィードバックでは子ども・家族と今日の課題を振り返り、意見や要望を聞く時間としています。未就学児、放課後等デイサービスグループそれぞれ振り返りを行い、利用者一人ひとりに合わせた支援のかたちを検討し、職員の知識の向上と支援内容の共有化に取り組んでいます。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 通所施設のため、食事の提供や入浴等の支援は行っていません。放課後等デイサービスグループでは、本人たちの希望によりプログラム活動の一環として、調理活動を実施しています。子どもたちの嗜好を考慮した献立を基本としています。本人たちにメニューを決めてもらうグループもあります。食事は美味しく楽しく食べられるように工夫され、ホットケーキやチャーハン、各種のおやつ作りなどに取り組み、作った食事を楽しんでいます。外出・買い物などは子どもの心身の状況に応じて実施しています。コンビニエンスストアなどでの買い物を行う際には、決まった金額の中で本人が買いたいものを選んで買えるよう支援しています。また、社会生活で大切な交通機関の利用については、職員の支援を受けながら出発駅から目的駅までの予定を立て、実際にお金を使って切符を購入し、電車に乗り、目的地まで行く練習・経験を職員同行のもとに行っています。</p>	

A-2-(3) 生活環境	第三者評価結果
【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>通所施設のため、居室・食堂・浴室・安眠できるような生活環境等はありません。コロナ禍において、生活環境の安心・安全に細心の注意を払っています。法人からコロナ対策のガイダンスが示され、職員は毎日各種の消毒作業や換気対策に取り組んでいます。毎朝、全職員で施設内の机・椅子・遊具などの消毒・除菌を徹底しています。特に子どもたちが触れるところや、おもちゃ、プラスチック製品、木製遊具などを念入りに次亜塩素酸水やアルコールで除菌しています。事業所は鉄筋コンクリート造りの建築物で、トイレが事業所専用ではなく共用というハード面での制約はありますが、耐震強度はあり、安全は確保できています。</p>	
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>生活動作や行動の中で、意図的な機能訓練・生活訓練や支援を行っています。支援にあたっては、作業療法士等の専門職の直接的な関与はありませんが、理学療法士の間接的な助言を通して、機能訓練に準じたプログラムを実施しています。「ムーブメント療法」を導入して、パラシュート体験やビーンズバッグ投げ、風船遊び、フラフープの輪の中をかがんで通るなどの機能訓練・生活訓練の工夫をしています。放課後等デイサービスグループでは買い物をする、電車に乗るなど目標、目的を持った意図的な生活訓練や支援を行っています。訓練では、現金を使ったり、電子マネーを使うなど、子どもの障害の状況に合わせて目標設定し、訓練が行えるよう工夫しています。6ヶ月ごとにモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画などの支援内容の検討、見直しを行っています。アセスメントの進め方や、専門関係職種との関与をこれからの課題としています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>従来からの健康管理に加えて、現在は新型コロナ対策が大きな課題となっています。来所時は必ず検温し、毎回の記録を保存しています。園児・児童・学生は幼稚園や学校での検温結果も確認しています。通常時は、検温や家族からの話などから、子どもの健康状態の把握に努めています。職員は障がい児の健康管理等について、職員研修や職員会議などで指導を受け、対処法を話し合っていますが、組織的・体系的な取組を課題としています。事業所は通所施設で最大利用時でも週1回1時間から1時間30分の利用のため、協力医は設置してはならず、医師・看護師などによる健康相談なども実施していません。利用する子どもの健康に不安があった場合は、速やかに家族に連絡し、迅速な医療対応に努めています。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>非該当</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用する子どもの希望と意向を把握し、社会参加に資する情報や学習・体験の機会を提供する等、社会参加への支援を行ってきましたが、コロナ禍のため、現在は実施が難しい状況となっています。子どもが利用する保育所・幼稚園・学校等との連携を積極的に行っています。学校からの連絡や家族からの依頼で学校に出向くこともあります。また、学校での勉強の遅れなどによる学習意欲の低下を防ぐため、必要に応じて学習支援を行い、教育に取り組んでいます。教科は中学生・高校生向けの数学と英語で、教員免許を持つ管理者が中心となり、教材は本人の教科書や学習用プリントを使用して学習しています。放課後等デイサービスグループでは、コロナ禍の現在も外出プログラム活動では、公共交通機関の利用体験で電車の乗り方を学び、切符の買い方やICカードへのチャージ方法などの手順書を作り、駅での券売機の使い方等の実習を支援しています。</p>	

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 利用する子どもの希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習、体験の機会を提供しています。事業所では保育所、幼稚園や学校等の地域関係機関と連携し、訪問見学やケースカンファレンス等を積極的に行い、地域での子どもの生活が円滑に進むよう支援しています。中学3年生以上の子どもには高校卒業後の事業所等の見学と実習体験の機会を提供しています。中には家族の要望で1ヶ月間の実習を体験することもあります。受け入れた事業所では、実習態度や作業状況、マナーなどについて「プレ実習生報告書」を作成し、家族等に伝えています。高校卒業後の進路やグループホームの生活について、法人主催のリモート研修会を開催しています。事業所では、希望する子どもや家族向けにグループホーム見学会を実施して、地域生活移行への支援をしています。	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 毎回、療育支援活動終了10分前から「フィードバック」の時間を作り、子ども・家族とコミュニケーションを図っています。特に、未就学児の家族とは一人ひとり個別の療育内容について話し、意見交換しています。また、家族からの要望や意見を聞き、個別支援計画や日々の療育サービスに反映しています。家庭や地域生活における相談にも積極的に対応し、必要に応じて個別相談の機会を設けています。広報誌「WANTS通信」を2ヶ月毎に発行し、事業所の行事や活動状況、職員の動静、放課後デイサービスの日程などを伝えています。家族会での交流や年度末の報告会などを開催していないため、放課後等デイサービスグループの保護者とは連携、交流の機会が少ない状況ですが、必要な場合は家族に連絡し個人面談を実施しています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント> 子どもの障がいの状況や発達過程に応じた発達支援を行っています。心理評価を含む多角的なアセスメントをもとに、個々の障がい特性や発達段階等を踏まえた個別支援計画を作成し、実施しています。プログラムについては、コミュニケーション力の向上や社会的スキルの獲得などを軸としながら、個別や集団のバリエーションを豊富に用意し、担当職員間で必要な見直しをしながら提供しています。児童発達支援グループにおいては子どもたちの発達過程や適応行動の状況等を踏まえ、フリー遊びや認知課題・操作課題、おやつタイム等の支援を通して人との関わりの練習をしています。放課後等デイサービスでは殆どのグループが、心身の状況に応じて、出来ること、興味あることに焦点を当てて自ら決めたプログラムに取り組んでいます。子どもと家族に対し、学校や幼稚園、保育所等との情報共有、連携・調整を図っています。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 評価外	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
<コメント> 評価外	

【A19】 A-4-(1)-③
職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。



<コメント>

評価外